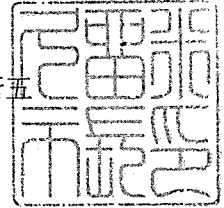


久留米市公告第 299 号

久留米シティプラザ清掃業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年12月16日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 久留米シティプラザ清掃業務
- (2) 履行場所 久留米シティプラザ（久留米市六ツ門町8番地1）
- (3) 業務内容 別紙「久留米シティプラザ清掃業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間： 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：

予定価格	187,416,900円（税込み総額）
入札書比較価格	170,379,000円（税抜き総額）
- (6) 最低制限価格： 156,748,000円（税抜き総額）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有すること。
- (2) 久留米市競争入札参加資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が登録されている者であること。
- (3) 名簿に「建物清掃」で登録されている業者であること。
- (4) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 平成22年4月1日以降、延べ床面積が5,000㎡以上の建築物（同一敷地内に複数の建築物があり、複数建築物の清掃業務を一括して受託している場合はその合計面積とする。）の清掃業務の元請負としての履行実績（1年以上）を有すること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (9) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

- (10) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (13) 前12号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

①資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

②人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（協同組合で入札参加した場合、当該組合の構成員は入札参加できない。）

(14) 欧州連合等の供給者の入札参加に関する事項

- ① この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。
- ② 特例政令に規定する欧州連合等の供給者にあつては、上記「2 入札に参加する者に必要な資格」の(1)に掲げる要件を満たすことを要しない。
- ③ 特例政令に規定する欧州連合等の供給者であつて、久留米市競争入札参加有資格者

名簿に登録されていない者がこの競争入札への参加を行おうとする場合は、競争入札参加資格申請書（業務委託用）（以下「審査申請書」という。）を提出すること。

④ 「審査申請書」の様式は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

⑤ 審査申請書の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和7年12月23日（火）まで

場所 久留米市城南町15番地3

久留米市役所13階 久留米市総務部契約課

方法 郵送または持参（郵送の場合、期間内必着）

3 契約条項を示す場所

久留米市市民文化部 久留米シティプラザ総務課

住所：久留米市六ツ門町8番地1

電話：0942-36-3081

FAX：0942-36-3087

Eメール：plaza@city.kurume.lg.jp

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、エ～カの提出書類は提出しなくてよい。また、オ、カは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札書（様式第1号）

イ 入札保証金納付領収書の写し又は6（1）に規定する金融機関の保証等

ウ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）

オ 登記事項全部証明書（個人事業主にあつては、身分証明書）

カ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分			税区分		納税等証明書	
			税目		法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方 消費税		国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人 事業税		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明

市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(2) 提出期限

令和8年1月14日（水）午後5時必着

(3) 提出先（宛先）

久留米市市民文化部 久留米シティプラザ総務課

住所：久留米市六ツ門町8番地1

電話：0942-36-3081

FAX：0942-36-3087

Eメール：plaza@city.kurume.lg.jp

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア．入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～カを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時：令和8年1月16日（金）16時

(2) 場所：久留米シティプラザ4階 スタジオ1

(3) 立会い：入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

※立会人は、入札者の中から市が任意の者を指名してもよい。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。た

だし、久留米市金銭会計規則（昭和 39 年久留米市規則第 22 号。以下「会計規則」という。）第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第 7 条に該当する場合は、減免する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。ただし、会計規則第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は、減免する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字、脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和 7 年 12 月 23 日（火）
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

- ④ 質問に対する回答：

令和 7 年 12 月 25 日（木）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、令和 8 年 1 月 22 日までに契約締結の手続を行うこと。

※落札決定日の翌日から起算して 6 日以内に契約しなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。（契約締結日を指定することも可能）

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市市民文化部 久留米シティプラザ総務課

住所：久留米市六ツ門町8番地1

電話：0942-36-3081

FAX：0942-36-3087

Eメール：plaza@city.kurume.lg.jp